

特別養護老人ホームみちあい〔3割〕負担サービス費用【1ヵ月(30日)当たり】令和3年8月現在

要介護度	①介護保険料1割負担額(月額)	介護保険負担限度	②居住費(月額)	③食費(月額)	(①+②+③+④)×30日 1ヶ月(30日)当たりの総額
要介護1	1,989	第1段階	820	300	108,270
		第2段階	820	390	110,970
		第3段階(1)	1,310	650	133,470
		第3段階(2)	1,310	1,360	154,770
		第4段階	2,006	1,392	176,610
要介護2	2,199	第1段階	820	300	114,570
		第2段階	820	390	117,270
		第3段階(1)	1,310	650	139,770
		第3段階(2)	1,310	1,360	161,070
		第4段階	2,006	1,392	182,910
要介護3	2,424	第1段階	820	300	121,320
		第2段階	820	390	124,020
		第3段階(1)	1,310	650	146,520
		第3段階(2)	1,310	1,360	167,820
		第4段階	2,006	1,392	189,660
要介護4	2,640	第1段階	820	300	127,800
		第2段階	820	390	130,500
		第3段階(1)	1,310	650	153,000
		第3段階(2)	1,310	1,360	174,300
		第4段階	2,006	1,392	196,140
要介護5	2,850	第1段階	820	300	134,100
		第2段階	820	390	136,800
		第3段階(1)	1,310	650	159,300
		第3段階(2)	1,310	1,360	180,600
		第4段階	2,006	1,392	202,440
④施設利用料(月額)・・		500円			
内訳(日常生活費・・250円 出納管理費・・100円 教養娯楽費・・150円)					

◆【5】各加算1割負担額(月額)※該当する場合のみ

- ・初期加算・・・30円
- ・夜勤職員配置加算【Ⅱ】・・・18円
- ・日常生活継続支援加算【Ⅱ】・・・46円
- ・看護体制加算Ⅰ・・・6円
- ・経口移行加算・・・28円
- ・口腔衛生管理加算【Ⅰ】・・・90円
- ・介護職員処遇改善加算【Ⅰ】・・・月々の総単位数×10.27(地域区分)×8.3%の1割をご負担いただきます。
- ・栄養マネジメント強化加算・・・11円
- ・療養食加算・・・6円
- ・個別機能訓練加算【Ⅰ】・・・12円
- ・外泊時費用・・・246円
- ・サービス提供体制強化加算【Ⅲ】・・・6円

※上記表合計は【5】各加算は含まれておりません。該当する加算を合計した金額が1ヵ月当たりの総額となります。

※上記の額は概算となります。介護保険の端数処理の関係で、実際より料金と若干の誤差が生じることがありますのでご了承ください。また、介護保険法の改正時に上記の額が変更となる場合があります。

《介護保険負担限度額認定者》

- <第1段階> 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- <第2段階> 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得額が年間80万円以下の方
- <第3段階(1)> 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得額が年間80万円を超え120万円以下の方
- <第3段階(2)> 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得額が年間120万円以上の方

《介護保険負担限度額認定者以外の方》

- <第4段階> 上記以外の方

《負担限度額認定の対象外》

- ①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税
- ②預貯金等が一定額を超える
- <第1段階> 預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える(生活保護受給者を除く)
- <第2段階> 預貯金等資産が単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える
- <第3段階(1)> 預貯金等資産が単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える
- <第3段階(2)> 預貯金等資産が単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える
- ◆第2号被保険者は、各段階ともに預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える